

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市旭町二一番地、最後の住所静岡岡県伊東市富戸一〇四〇番地の一五

被相続人 亡 佐藤 正次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

静岡県沼津市市場町一九番一〇号あしたか法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿久根展大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市市中泉二二七四番地、最後の住所静岡県磐田市今之浦二丁目一五番地五

被相続人 亡 永田 元美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

浜松市中央区板屋町五二二番地 MYビル 四階 弁護士法人佐々木・高平法律事務所

相続財産清算人 弁護士 住田 碧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市上阿波一四二〇番地、最後の住所三重県津市阿漕町津興一〇四九番地

被相続人 亡 池本 喜昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

三重県桑名市寿町三丁目一一番 太平洋桑名ビル六階 伊勢湾総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松井 太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市北山町一四五三番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 下田 正三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

三重県四日市市諏訪栄町七番三四号四日市近鉄ビル七階

相続財産清算人 弁護士 石川 慎司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府河内長野市小山田町二九一五番地二、最後の住所大阪府河内長野市小山田町二九一五番地の二

被相続人 亡 中谷 佳純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

大阪市北区中崎西二丁目一番一号ゼネラルビル三階

相続財産清算人 弁護士 高砂健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市南太子堂一丁目一番、最後の住所大阪府八尾市南太子堂二丁目一番三

被相続人 亡 梅田さゆり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

大阪市北区西天満六丁目七番四号 大阪弁護士ビル九階

相続財産清算人 弁護士 長屋 興

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県津名郡淡路町岩屋一五六五番地、最後の住所不明（不動産登記記録上の住所津名郡岩屋町一五六五番地）

被相続人 亡 長野 米秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

兵庫県洲本市本町六丁目二番一七号兵庫シーランドビル五階 おのころ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 富本 和路

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市山口一八八番地一、最後の住所岡山県岡山市北区東古松一丁目一四番二四号コーポ錦二一〇号

被相続人 亡 有本 道夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

岡山市北区富田町二丁目二番一六号センチュリー富田ビル四〇一〇号室

相続財産清算人 弁護士 青木 隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区藤田四七番地五〇、最後の住所岡山県岡山市南区福島三丁目三番一五号

被相続人 亡 渡邊 聖二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

岡山県岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル二階

相続財産清算人 弁護士 菅 真彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大字前田一〇二番地二、最後の住所北九州市小倉南区大字木下五五五番地

被相続人 亡 柏丸 孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

北九州市小倉北区下道津一丁目五番一七一〇二号

相続財産清算人 司法書士 坂井 絵理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市七城町蘇崎一六〇番地、最後の住所熊本県菊池市七城町蘇崎一六〇番地

被相続人 亡 緒方 秀敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

熊本市中央区京町本丁八番二八号コスモス法律事務所

相続財産清算人 弁護士 矢澤 利典

所有権不明土地及び建物管理人による供託公告 非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

対象土地 静岡県磐田市市刑部島字東通二三三番

対象建物 静岡県磐田市市刑部島字村東六一七番地の三、静岡県磐田市市刑部島二二三三

供託所 静岡地方裁判所浜松支部

供託番号 令和八年度金第四七〇番地

供託金額 (一) 土地 八二〇、四二一円 (二) 建物 〇円

裁判所 静岡地方裁判所浜松支部

事件名 所有権不明土地及び建物管理命令

事件番号 令和七年(チ)第三号

七 事件番号 令和八年十月十三日

静岡県浜松市中央区板屋町五二二番地MYビル四階

所有権不明土地管理人兼所有権不明建物管理人 弁護士 住田 碧

第11期決算公告

令和8年10月13日

宮城県仙台市若林区六丁の目西町6番5号

MEDIUM・ROOM1

エーアイシルク株式会社

代表取締役 岡野 秀生

貸借対照表の要旨

(令和8年5月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	72,562	流動負債	104,368
固定資産	89,499	固定負債	54,704
繰延資産	314	資本	1,653
		剰余金	99,000
		準備金	457,219
		利益剰余金	457,219
		その他利益剰余金	△554,566
		(うち当期純損失)	(231,081)
		新株予約権	1,651
資産合計	162,376	負債・純資産合計	162,376